

平成31年3月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

平成31年3月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 平成31年3月27日(水) 午前10時30分から午後2時37分  
〔休憩時間：午後0時13分から午後1時15分〕

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 24人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
20番	古沢 明子	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎

4 欠席農業委員 2人

10番	岩垂 治	26番	堀口 崇
-----	------	-----	------

5 出席推進委員 9人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推4番	竹内 益貴	推5番	太田 辰男
推6番	赤羽 武史	推7番	村沢 由夫
推10番	中平 茂	推12番	堀内 俊男
推15番	波田野裕男		

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第212号～第214号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第215)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第216号～第218号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第219号、第220号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第221号～第231号)
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
…………… (議案第232号～第234号)

(2) 協議事項

営農型太陽光発電施設計画に係る件

(3) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件

- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 平成30年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 平成30年度第4回農業経営改善計画の審査結果について
- イ 平成30年度第3回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 平成30年度農業者年金の加入推進結果について
- エ 平成31年度松本市農業委員会関係予算について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について
- カ 平成31年度松本市農業関係予算について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	小西 えみ
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	技 師	阪本 考司
		〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課		課 長	中村 尚文
	〃		主 査	東山 睦子
	〃		主 任	大塚 留誠
	〃		主 事	川嶋 遥
	耕地林務課		課 長	矢島 頼義
	〃	森林整備担当課長		秋山 巖
	西部農林課		課 長	二木 昭彦
	〃		主 査	上條 裕之
	松本農業改良普及センター	課長補佐		小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 20番 古沢 明子 委員

21番 波多腰哲郎 委員

〔書記〕板花局長補佐、齋藤係長

14 会議の概要

議長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めます。

初めに、議案第212号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

初めに、議案に掲載されている新規就農者について、事務局からの説明をし、その後、農政課から議案の概要について説明していただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

お世話になります。農業委員会事務局の青柳です。

今月の議案にのっております新規就農者につきまして説明をさせていただきます。

議案の22ページをごらんください。

今月の議案におります新規就農者ですけれども、1名おりますので、ご紹介をさせていただきます。

整理番号1番、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○様になります。所在地は東京になりますので、ご承知おきいただければと存じます。また、借り入れ予定の農地につきましては、今井地区の1筆、7, 943平米を予定しております。就農の目的につきましては、農産物の出荷等を行う営農、栽培予定品目につきましては、ブドウということをお話をちょうだいしてございます。

また、出荷等を行うということで、出荷先ですけれども、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○様へ出荷をし、販売量につきましては、ブドウ5, 000キログラムをご予定ということをお話をいただいております。また、年間販売額につきましては、松本市においては100万円を見込んでおりますので、こちらも併せてご承知おきいただければと存じます。

それから、こちらの法人ですけれども、塩尻市で既に4年ほどブドウ栽培を行っております、塩尻市では2.5ヘクタールほどのブドウ園を営農されておりますので、十分な農業経験をお持ちの法人ということでご承知おきください。また、農機具等の保有状況についても、塩尻市洗馬に農舎を保有しております、あわせてスピードスプレーも法人で所有をしております。

今後規模拡大を目指していくということで、恐らく今井地区中心になると思いますが、ブドウ園の拡張等を考えているということですので、もしあつせん可能な農地があれば、ご紹介をいただければ幸いです。

こちらの法人に関する議案ですけれども、議案12ページ、こちらの下段、18条2項6号関係分となっているところの一番下、4番、こちらが今回の新規就農者に関連する議案となりますので、ご確認いただければと存じます。

最後に、今回の新規就農届に関してですけれども、ご署名を今井地区の田中悦郎農業委員、それから田中武彦推進委員にそれぞれちょうだいしていただきますので、あわせてご報告をさせていただきます。

では、今月の新規就農者につきましては以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまから新規就農者の説明に対しまして地元の委員の補足がありましたら、お願いします。

田中委員さん。

田中農業委員

今、事務局の青柳さんか説明あったとおりなんですけれども、今井地区の中でも塩尻地籍がありまして、大分そこでも広い面積を営農していらっしやった方が、松本市の地籍の中へ入ってやられるということです。

会社関係もしっかりしておりますし、今後、体調を崩されたとか、高齢化で手放す樹園地という案件も出てくると思いますが、そういうところを積極的にやってくれということも申しあげてあります。

支障ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

川嶋主事。

川嶋（農政課）

お世話になっております。農政課の川嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

資料のほうは1ページをごらんください。

着座にて説明させていただきます。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件（議案第212号）。

1点だけ補足事項ありますので、資料の11ページをごらんください。

11ページ、利用権移転関係とありますが、この中の借受人の中で〇〇〇〇〇というところがありますが、こちら、経営面積ゼロ平米となっております。こちらの法人は、波田で大規模に農業をやられている〇〇〇〇さんが法人化したものになりますので、新規就農ではございません。今後、〇〇〇〇〇につきましては、農地所有適格法人になる予定ということをお聞ひしておりますが、今のところ手続をしておりませんので、備考2の欄にあるように、解除条件つきということでの農地の借り入れということになります。

今後、今まで〇〇〇〇さん名義で借りている農地を〇〇〇〇に移すということで、今後出てくると思いますが、よろしくお願ひいたします。

そのほかの案件につきましては、一覧のとおりとなりますので、合計欄に移ります。

16ページをごらんください。

合計、一般分、筆数227筆、貸し付け107人、借り入れ61人、面積33万383平米。

円滑化事業分、207筆、貸し付け121人、借り入れ84人、面積35万6,271平米。

経営委譲、7筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1万2,969平米。  
利用権の移転、39筆、貸し付け24人、借り入れ3人、面積7万9,669平米。

所有権の移転、10筆、貸し付け8人、借り入れ4人、面積1万8,224平米。

第18条2項6号関係、5筆、貸し付け4人、借り入れ2人、面積1万4,491平米。

農地中間管理権の設定、111筆、貸し付け54人、借り入れ1人、面積17万7,339平米。

合計、606筆、貸し付け319人、借り入れ156人、面積98万9,316平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積ですが、筆数325筆、面積59万785平米、集積率は74.38%となっております。

議案第212号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
農業委員の皆様にお伺いします。議案第212号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
続きまして、213号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いします。  
川嶋主事。

川嶋（農政課） 続きまして、資料のほうは17ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。

議案第213号 農用地利用集積計画の決定の件。

合計だけ読み上げます。

一般分のみとなっております。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,069平米、認定農業者への集積率は100%となっております。

議案第213号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第213号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室している二村委員の入室を許可いたします。

(二村農業委員 入室)

議長 続きまして、第214号 農用地利用配分計画案の承認の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続き17ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
農用地利用集積計画の決定の件(議案第214号)。  
合計だけ読み上げます。  
一般、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,250平米、借受人は認定農業者ではありませんので、認定農業者への集積率はゼロ%となります。

続きまして、第18条2項6号関係、筆数12筆、貸し付け8人、借り入れ1人、面積1万1,218平米、借受人、○○○○○○は認定農業者で

すので、集積率は100%となります。

合計、筆数13筆、貸し付け9人、借り入れ2人、面積1万2,468平米。

議案第214号については以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第214号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。  
それでは、退室をしている橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、第215号 農用地利用配分計画案の承認の件についてを上  
程いたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
川嶋主事。

川嶋(農政課) 引き続き資料のほうは18ページをごらんください。  
着座にて説明させていただきます。  
5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件(議案第215号)。  
内容は一覧のとおりとなっております。  
合計だけ読み上げますので、21ページをごらんください。  
合計、筆数111筆、貸し付け1人、借り入れ34人、面積17万7,339平米。  
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積ですが、筆数99筆、面積14万4,931平米、集積率は81.73%となっております。  
議案第215号については以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。



[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第215号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、議案第216号から218号 農地法第3条の規定による許  
可申請許可の件、3件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、総会資料23ページをごらんください。  
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。  
初めに、議案第216号、和田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、475平米  
外3筆、合計593.8平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇さん  
へ所有権を移転するものです。  
続きまして、議案第217号、和田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、1,1  
78平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇さんへ所有権を移  
転するものです。  
続きまして、議案第218号、奈川〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、147  
平米外1筆、合計325平米を農地の一体利用のため、売買により〇〇〇  
〇さんへ所有権を移転するものです。  
以上3件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、  
許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま議案の説明がありましたが、地元委員の意見をお願いいたします。  
216号から218号ですが、216号、それから217号につきましては  
は和田ですので、長谷川委員さんをお願いいたします。

長谷川農業委員 216号は、隣が宅地で、売買するというので、残ったところじゃない  
かと思います。特に問題はないと思います。  
217号についても問題はないと思います。  
以上です。

議長 続きまして、218号は奈川でありますので、橋本委員さん、お願いしま  
す。

橋本農業委員

この前の24日の日曜日に確認してまいりました。本人に伺ったところ、この〇〇さんが波田のほうへ出たため、この農地を売りたいし、この〇〇〇〇さんの農地とつながっていることから、農地一体利用のために購入したということで、認めてくださいということでもありますので、お願いします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、この3件に対しまして委員の皆様から意見ございましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。  
農地法第3条の規定による案件3件について、一括して集約をいたします。  
議案第216号から218号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することといたします。  
続きまして、議案第219号、220号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程をいたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
阪本技師。

阪本技師

それでは、議案書の24ページをお願いします。  
農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号219号です。島内〇〇〇〇、現況地目、畑、400平米に島内にお住まいの〇〇〇〇さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。  
続きまして、議案番号220号です。新村〇〇〇〇-〇、現況地目、田、939平米に新村にお住まいの〇〇〇〇さんが農業用倉庫を新築する計画です。農地区分は農振農用地ではありますが、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。  
なお、この案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。  
以上、2件、2筆、1,339平米でございます。よろしく申し上げます。

議長

農地法第4条の議案につきまして、2つ説明があったわけではありますが、219号につきましては、島内にありますので、河野委員さんから地元委

員の意見をお願いいたします。

河野農業委員

4条で駐車場ということでございますが、皆さんのお手元のほうに写真の資料が別冊についていると思いますが、その最初のページの上の段のところでございます。白線で囲ったところが400平米という今回の場所でございます。

内容とすれば、今回の申請につきましては、この右上のところにちょっと黒く建物が見えますが、3階建てのマンションでございます。このマンションの管理会社で6台分の駐車場にするということです。特に周りへの影響というのは考えられませんので、問題ないかと思えます。よろしく願います。

議長

続きまして、現地調査をしていただきました、柳澤員委員、長谷川委員、どちらから。

柳澤委員さん、願います。

柳澤農業委員

それでは、20日に和田の長谷川委員さんと一緒に確認いたしました。場所は、住宅地になっておりまして、周りへの影響も、農業的にはないと見てまいりましたので、願います。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第219号について、原案のとおり承認することに賛成の皆様の手を願います。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、220号でございます。柳澤委員さん、願います。

柳澤農業委員

それでは、220号ですが、申請人の○○○○さんにつきましては、○○○○○○という名称の法人で、稲作、あるいは麦、ソバ、大豆と作付しておられます。申請地につきましては、稲の苗といいますか、芽出しをする施設をつくりたいということで、現状、写真1ページのほうですが、手前のほうが、乾燥機、あるいはもみすり等に使っている施設が地続きであ

ります。その南側がこの写真になるわけですが、約1反歩ほどの面積になります。今の流れで委託をしたいという方が多いわけで、どんどんふえているという状態で、ここへ施設をつくりたいという内容でございます。よろしくお願いいたします。

議長 現地調査をやっていただきました、柳澤委員、長谷川委員のどちらか、長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 柳澤委員さんと一緒に見てきましたけれども、既存の施設のお隣で、問題ないかと思えます。  
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第220号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。  
続きまして、議案第221号から231号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、11件について上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
阪本技師。

阪本技師 それでは、議案書の25ページをお願いします。  
農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。  
議案番号221号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、204平米、1筆に筑摩にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地であります。位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。  
続きまして、議案番号222号です。新村〇〇〇〇-〇、現況地目、田、260平米、1筆に塩尻市にお住まいの〇〇〇〇さんが一般住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地であります。位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号223号です。和田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、295平米、1筆に今井にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅を新築計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。なお、平成30年8月1日に農振除外済みです。

## 大内主査

続きまして、議案の26ページをお願いします。

議案番号224号です。笹賀〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、221平米外8筆、計2,466平米に笹賀にある〇〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号225号です。寿小赤〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、37平米、1筆に蟻ヶ崎にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅の通路用地を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号第226号です。内田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、298平米、1筆に内田にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが農家分家を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続した住宅であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。なお、当農地については、平成30年1月26日付に農振除外済みです。

議案書の27ページをお願いします。

議案番号第227号です。大村〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、975平米、1筆に大村にある〇〇〇〇が駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

## 阪本技師

続きまして、議案番号第228号です。波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、309平米、1筆に島立にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんが農家分家を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。なお、平成31年1月25日付に農振除外済みです。

続きまして、議案番号229号です。波田〇〇〇〇-〇、現況地目、田、998平米、1筆に富山県にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号230号です。波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、330平米、1筆に塩尻市にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が調剤薬局の店舗を新築する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号231号です。波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、230平米、1筆に波田にお住まいの〇〇〇〇さんが農業後継者の別棟住宅

を新築する計画です。農地区分は第2種農地であります、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。

以上、11件、19筆、6,402平米になります。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、5条案件につきまして、一つずつそれぞれお願いをしたいと思います。

議案第221号は島立でございますので、濱委員さん、説明をお願いします。

濱農業委員

写真のページ、2ページの上の写真がここの土地になります。一番上のほうにビニールハウス写っておりますが、こちら側が南側で畑でございます。あと残る3方は、全て宅地と接しております。

それで、この田んぼですが、〇〇〇〇さんの住宅の裏ということで、前がございません。住宅を建てることはやむを得ないかなというふうに判断いたしました。

〇〇さんはほかにも水田ありますが、親から渡ってからずっと貸し付けでやっております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

221号について、現地確認をしていただきました柳澤委員さんか、長谷川委員さん、お願いします。

柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員

それでは、報告をさせていただきますが、今、濱委員さんのほうからお話がありました、4方を家にといいますか、宅地に囲まれておまして、写真の左上にある家が〇〇さんのお宅ということで、その西裏になるわけです。問題ないと思われま。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第221号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、222号でございますが、新村でありますので、柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 それでは、2ページの下の写真になるわけですが、左の手前が道路になっておりまして、その南側がこの四角で囲ったところというふうな位置関係になります。こちらも周りが新しい住宅が建たってきまして、最後に残っているような土地という感じでございます。それで、〇〇さんという方がこちらを購入して、住宅を建てたいという計画です。  
周りの農業には全く影響がないというような土地でございますので、お願いいたします。

議長 現地確認をしていただきました長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 本当に写真のとおりで、2方は住宅で、2方は道路に囲まれており、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
議案第222号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、223号であります。和田の案件でございますので、長谷川委員さん、お願いいたします。

長谷川農業委員 〇〇〇さんの息子が住宅を建てたいということで、現地確認に行ったところ、もとの住宅に囲まれた農地の現況でしたので、よろしくお願ひしたい  
と思います。

議 長 現状確認をしていただきました柳澤委員さん、お願いいたします。

柳澤農業委員 それでは、この写真にも手前に建物の影が写っているんですが、〇〇さんの自宅の北裏になっていまして、やむを得ないと思いました。

議 長 ありがとうございます。  
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
議案 2 2 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案 2 2 4 号でございますのが、笹賀の岩垂委員が本日欠席でございますので、村沢委員さん、お願いします。

村沢推進委員 それでは、私のほうからお話をさせていただきますが、現地については、〇〇〇〇〇の西側ということになります。写真の 3 ページ下に、白い枠でくくってあるわけですが、その向こうが、西側から東を見ての写真ですが、住宅が建っておりますが、〇〇〇の前の道路の住宅ということで、道路の裏側という形になります。また、左の奥のほうにはビルが見えていますが、これが〇〇〇〇〇ということになりますし、また左の手前には丸いのが 2 つほどありますが、これは隣の家の配水のますであり、この写真の手前右には〇〇〇〇〇〇の駐車場、その南が工場というような形になっています。また、この道路を左のほうへ行きますと、住宅を解体したときの廃材置き場、あるいは太陽光の発電設備があるというような形になっていますので、お願いします。

議 長 現地確認していただきました柳澤委員さんか長谷川委員さん。  
長谷川さん、お願いします。

長谷川農業委員 20日に確認に行ってきました。向かい側が住宅地で、手前側に工場があります。3種農地ということで、問題はないと感じました。  
以上です。



議 長 2, 466 平米というような広いところに太陽光設備というようなことでございますが、ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。  
青木委員。

青木農業委員 住宅が周りに見えますが、こちらの住宅の皆さんに認可あるいは承認を得ていますか。反射光が当たるのではないかという懸念がありますので、お聞きします。

議 長 大内主査。

大内主査 現地ですが、まず南側に産業廃棄物の業者がありまして、ちょうど南側には住宅はないです。  
あと、実際、松本市では1, 000 平米を超える太陽光発電の設置の場合、都市政策課に届出を出すことになっており、既に届出は提出されていまして、その中で、地元などの協議が済んでいることを含めた提出とされておりますので、問題ないかと思われまます。  
以上です。

議 長 青木委員、どうですか。

青木農業委員 結構です。

議 長 ほかにございますか。  
河野委員。

河野農業委員 この場所については、周りの状況から見て、そんなに問題はないかなというふうには思いますけれども、松本市は都市政策課で届出済みというようなことですが、これが周辺がずっと農地であって、その中にぽつんと太陽光発電施設ができるというようなことは、果たして周辺の環境といえますか、景観といえますか、そういう中で、いいのかと思います。  
一般の農地のところへ侵食していくということが果たしていいかどうかということも、もう一度、検討をしていかなければならないと思います。  
今のところは制約することができませんので、都市政策課への届出で済んでしまうということですが、この後、太陽光のお話があるようですが、要検討していかなければならないと感じています。  
以上です。

議 長 ご意見としていいですか、河野委員さん。

河野農業委員 はい。

議長 ほかにどうですか。  
この後、四賀地区のネギの案件もありますので、これは営農型太陽光ということですが、それも踏まえて、今、河野委員からの意見があったわけですが、ほかにはどうですか。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようです。  
議案第224号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件につきましては原案のとおり承認することと決定いたします。  
次に、225号、寿小赤でありますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 本農地は、〇〇〇〇の南側の住宅地の中にある農地となります。周辺は宅地化が進んでおりまして、取り残されたような場所であり、使用目的としては、農家住宅の通路ということですので、周辺環境等には特に影響はなく、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。  
現地確認をしていただきました柳澤委員さん、長谷川委員さん、どちらか。長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 河西委員の言われるとおりで、問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
ただいまから集約をいたします。  
議案第225号につきましては、原案のとおり承認することに賛成の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた

します。

続いて、226号でございますが、内田地籍であります。丸山委員さん、お願いします。

**丸山農業委員**

申請者の〇〇さんと〇〇さんですが、親子関係でありまして、現在、同居されております。それで、お子さんができたため、家の中が狭くなってしまったということで、新築したいということを〇〇さん、お父さんに相談したところ、申請の農地が〇〇〇にも近いため、良いのではないかとということで、許可をお願いしたいということです。

場所的には、〇〇〇〇から〇〇〇に向かって、200メートルぐらいのところであり、写真の奥のほうに〇〇〇が若干見えるかと思えます。よろしくお願いします。

**議 長**

現地確認をされました柳澤委員さん、長谷川委員さん、お願いします。

**長谷川農業委員**

周辺には結構住宅が建築されており、農地ですけれども、いたし方ないと感じました。

以上です。

**議 長**

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

**議 長**

ないようです。

議案第226号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

**議 長**

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、議案227号でございます。大村でありますので、竹島委員さん、お願いします。

**竹島農業委員**

23日に現地確認させていただきました。場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かいます山沿いの県道の右側に〇〇〇という〇〇がございます。写真5ページの上の写真は、〇〇〇の右手が白い線のところですが、〇〇になります。それから、真向かいのところ〇〇〇の敷地、左側は〇〇〇の〇〇〇になっていまして、3方が囲われており、現在、田んぼの地目ですけれども、畑の耕作の跡があります。それで、周りが全て〇〇〇の土地ということで、周辺に及ぼす関係はございません。

それから、申請書との確認をさせていただきましたけれども、4カ所ほどその他の敷地、駐車場を探したけれども、どうしても地主さんとの了解が得られなかったということで、自分の土地をやむを得ず駐車場としたいという申請でございまして、やむを得ないと判断しました。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 道路と○に囲まれた土地で、問題ない土地でした。  
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
議案第227号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。  
続いて、228号、波田でございまして、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 228号ですが、写真で見させていただきますとおり、右の外れになるアパートの入り口にある土地であり、住宅周辺で問題ないと思ひ、見てまいりました。  
以上です。

議 長 現地確認をしました長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 今、言われたとおりで、本当に住宅に囲まれた土地で、周りに影響はないと思ひました。  
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。  
議案第228号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様  
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた  
します。  
続きまして、229号であります、これも波田の案件でございますので、  
波多腰委員さん、お願いいたします。

波多腰農業委員 229号ですが、これも住宅地の中にありまして、正面というか、上のほ  
うが南側になります。その南側の土地が〇〇さんの土地でありまして、周  
りの方が賛成して、まぶしくなければ良いのではないかと思いました。  
このすぐ近所にも、住宅地の中に太陽光の施設がありまして、そこも許可  
になってきておりますので、周りの方々の賛成があれば、問題ないと思  
います。  
以上です。

議 長 現地確認していただきましたお二方の、長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 本当に周りに農地はなかったです。みんな住宅に囲まれた土地でございま  
した。  
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件に対しまして質問、意見ありましたら、お願いし  
ます。  
今、波多腰委員さんの言われたように、周辺の反対がなければ良いのでは  
ないかということは、いわゆる周辺の確認はどのようになっていますか。  
阪本技師。

阪本技師 代理人に確認しましたところ、近隣のお宅には全て説明しておりまして、  
問題ないということでございます。

議 長 問題ないとのことですが、ほかに質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。  
ただいまから集約をいたします。

議案第議案第229号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、230号、これも波田でありますので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 230号ですが、これも周りが住宅で囲まれた場所でありまして、周辺も将来的住宅が建築される可能性が高い土地で、農業的にはかなり難しい土地だと思いました。

議長 現地確認されました長谷川さん、お願いします。

長谷川農業委員 南と西と北側はみんな住宅地で、東側は農地がつながっていますが、やむを得ないと思って見てまいりました。

議長 ほかの委員さんで本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 調剤薬局って書いてありますが、どこかこの周辺に大きな病院があるわけですか。

波多腰農業委員 この右のところに住宅が見えますが、その西側に医院があります。

議長 個人ですか。

波多腰農業委員 個人で、二、三人入院患者が泊まれるような施設になっています。

議長 その病院の調剤ということですか。

波多腰農業委員 そのようになると思われます。

議長 ほかに何かこの案件につきまして質問ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

議案第230号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、231号、これも波田でありますので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 231号ですが、右側が見えませんが、〇〇さんの住宅がありまして、その続きに改めて住宅が建たる感じで、ここも周りがほとんど住宅地となっております、問題ないと思います。

議長 現地確認をしていただきました長谷川委員さん、お願いします。

長谷川農業委員 母屋のすぐ隣で、農業後継者の別宅ですので、特に問題はないと思い、見てまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。  
集約いたします。  
議案第231号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続きまして、議案第232号から234号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件についてを上程をいたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いします。  
高橋主査。

高橋主査 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第232号、沢村にお住まいの〇〇〇〇さんが蟻ヶ崎〇〇〇〇-〇、3, 107平米外9筆、合計1万1, 082平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第233号、沢村にお住まいの〇〇〇〇さんが蟻ヶ崎〇〇〇〇-〇外6筆、合計4, 761平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第234号、梓川倭にお住まいの〇〇〇〇〇さんが梓川倭〇〇〇〇-〇、2, 338平米外3筆、合計6, 184平米について承認を受けるものです。また、これらの農地のうち、3筆、6, 051平米につきましては、特定貸付を行っています。

以上3件になります。よろしくお願いたします。

議長 初めに議案第232号につきまして、地元の委員でございます青木委員さん、中條委員さんどちらか。  
中條委員さん、お願いたします。

中條農業委員 議案232号ですが、3月25日に現地確認をしました。現況、樹園地がほとんどですが、沢村の畑が自宅の横ということで、四角い土地ではなく、自家用の野菜をつくっております。あとは現況どおり樹園地になっていることを確認しました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。  
第232号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 議案第232号につきましては、原案のとおり承認することと決定をいたします。  
続いて、233号でございますが、中條委員さん、お願いたします。

中條農業委員 同じく25日に現地確認しました。蟻ヶ崎の〇〇〇〇-〇が畑になっております。それ以外では、1枚が畑になっていまして、樹園地でリンゴをつくっております。あと、田んぼは圃場整備してあり、水稻を耕作しております。  
以上です。

議長 本件についてほかの皆様で質問、意見ありましたら、発言をお願いたし



ます。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第233号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、234号、これは梓川でありますので、古沢委員さん、お願いします。

古沢農業委員

着座のまま失礼いたします。

3月24日、現地の確認に行っていました。梓川倭〇〇〇〇-〇は麦がまかれております。〇〇〇〇-〇は水田を耕作して、あと耕運してあるのが見受けられました。倭〇〇〇〇、これは田になっておりまして、やはり水田耕作の後で耕運してありました。〇〇〇〇-〇は畑です。小さな畑になっておりまして、少量のタマネギなどをつくっているのを確認してまいりました。この場所も住宅に囲まれた農地となっております、そこはきちんと耕作されていることを見てまいりましたので、よろしく願いたします。

議 長

ほかの委員の皆様で本件についての質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第234号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、協議事項に入ります。

営農型太陽光発電施設計画に関する件についてであります、事務局から

の説明をお願いいたします。

大内主査。

## 大内主査

それでは、議案書の30ページをお願いします。

こちらは、計画者である〇〇〇〇さんから、今月に許可申請をしたいということでお話があったものですが、営農型太陽光発電施設の場合、慣例として、本申請の前に委員の皆さんに概要を説明し、協議していただいていることをご本人に説明したところ、来月の申請で構わないので、今回は協議事項として皆さんからご意見をいただきたいとの回答があったものです。

今回の計画の中で、何か気がかりなことやご意見等あれば、計画者に伝えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、協議事項、営農型太陽光発電施設設置施設に係る件について説明させていただきます。

惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが所有されている反町〇〇〇-〇、現況地目、畑、772平米に営農型太陽光発電施設を新設する計画です。

地図については、33ページをごらんください。

四賀地区、〇〇〇〇〇の北側の農地となります。転用面積は0.18平米で、主には支柱部分の面積で、一時転用の申請になります。

施設の概要ですが、発電出力22キロワット、パネル枚数は340枚、パネルの面積は244平米となっています。駆動式となっており、作物の生長に合わせて角度を変え、遮光率を変更することが可能なシステムとのことです。また、高さも最低地上高2メートルで、最高地上高が3.1メートルのため、作業に支障がないと判断できます。

パネルの配置図については、32ページをご覧ください。

次に、営農計画ですが、栽培する品目は松本一本ねぎです。営農型太陽光発電施設の事例として、滋賀県長浜市湖北町の農業法人が、ネギは外よりもパネル下で育てたほうが品質、収量ともによかったとの状況報国が29年3月に提出されております。今回はそのデータをもとに計画されたものです。

ネギの植え付け図については、32ページをごらんください。

畝は1メートル感覚で植え付けるとのことです。

計画者である〇〇さんは、現在の住所地は惣社となっておりますが、この農地に近い反町の生まれで、7歳のときから約50年間、稲作、酪農、養蚕、野菜などの農業に携わっていたとのことで、現在も惣社から通って、この農地で自家消費用のネギ、タマネギ、キャベツなどの野菜を育てているとのことです。

また、技術指導については、本市の農業委員である青木秀夫松本一本葱採種組合組合長をお願いしていると聞いています。

販売先は、四賀地域やJA松本ハイランドの直売所で、出荷はことしの11月、出荷量は年634キログラムを予定しているとのことです。

なお、農地区分は1種農地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当します。

また、この案件についての申請内容、添付書類等を確認し、一般基準等の各要件については満たしていると判断しています。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

今、四賀の太陽光の発電計画に対しまして、大内主査から説明があったわけではありますが、概要について、地元の金子委員さんから補足がありましたら、お願いします。

金子農業委員

それでは、報告します。

今月の22日に現地で確認をいたしました。

なお、申請者の〇〇〇〇さんはそのときに来られませんでした。隣接する同じ苗字の〇〇さん2軒がありまして、その皆さんは詳しい話を聞いているとのことでした。それで、ぜひ、新しい営農型太陽光発電を成功していきたいと地元の皆さんも考えておりますので、そういった意味では、新しい試み、いいかと思えます。

以上です。

議 長

ただいま大内主査のほうから話がございますが、果たしてネギが営農型の太陽光としてどうかというようなことでして、相談も受けておられるということで、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

〇〇さんは、〇〇〇〇の役員を現在している方でして、先ほどのお話のように、お休みのときには、頑張ってお何か農作業をしているということです。

私のところにメーカーの方と一緒に〇〇さんが見えになりました。こういう計画があるけれども、いかがでしょうかというお話がありました。

私のところのネギは、品種改良を全然していないネギでございます。実は、長ネギは、かなり品種改良されて、半日影でも割といいものが、病気にもならないという強い立派なネギになっていますが、松本一本ねぎは、非常にデリケートなものでして、病気に弱いく、虫もつきやすいということで、私のほうでもかなり苦労しています。

私としては、現地も見ていませんし、機械の方も分かりませんので、私が現在つくっている松本一本ねぎ状況を説明させていただきました。

実は私のところで作っているネギも、南側に1軒うちがある畑がありまして、日が当たらないところはかなり成長が遅れますし、早い話が、いいネギができません。それで最終的な判断については、〇〇さんのほうとして申請されるなりしていただきたいというお話をしました。

結論からすると、私のほうとしては、立派なネギができるかどうかというのは疑問視です。販売のところは聞いておりませんでした。この内容のところを見ていきますと、売るには問題がないのかなという感じはしました。直売所等で売られるには、特にこういう規格でなくてはいけないということではございませんし、加工等に出す場合にも問題ありません。ただ、収量的には、計算どおりの収量としては、ちょっと問題があると思われま

す。

指導員というような形でいただきましたが、神田にある私の畑に、定植のときや、植えかえのときに見ていただいても結構ですよ、というお話をしまして、指導というよりは、現場を見ていただいて、参考になればというお話をしました。

一番問題になるのは、有機栽培をするというお話でございます。有機栽培は私のところでも本当はしたいのですが、とにかく先ほど申し上げましたように、割とデリケートなものですから心配です。ただし、1つだけ救われるのは、標高が高いことです。松本一本ねぎは、実は寒さに強いですが、暑さに少し弱いです。ご承知のように、40度近くになりますますと、かなり体力的に弱くなりまして、問題が出てきますが、今回の予定地は標高が高いことから、その点は良いかもしれません。

私の個人的には、立派なネギは難しいかもしれませんが、除草対策をしていただければ、とりあえずネギはできると判断はしております。よろしくをお願いします。

## 議 長

ただいま四賀の金子委員さんと、それからネギに関しまして青木委員さんからお話があったわけでございますが、委員の皆様で何かこのことにつきましてご意見ありましたら。

中川委員さん。

## 中川農業委員

営農型について、初めは意味が理解できませんでしたので勉強させていただきました。

そもそも論の話で申しわけないですが、まず農業ありきになります。農業を継続しながら、プラス収入のために太陽光、営農型をやるというのがまず大原則であり、ここを押さえておかないと、おかしい方向に行くような気がします。

例えば、まず農業を継続しており、その上で、プラスアルファの収入を得るとか、太陽光のパネルを立てることによって、そこに新たな、例えば地元での雇用を生むであるとか、地元になにかを還元する等と思いますが、この案件はその辺が微妙な気がします。

青木委員は、この方は日曜日に畑に出ているというお話でしたが、休日に農業をする人がやるべきものではないと思っています。

それは、担い手というのも、ある程度定義されておるようでございまして、例えば認定就農者であるとか、あと認定新規就農者であるとか、どのような人がやるべきだということを、しっかりと書いてありますので、当てはまるのかなというのは、正直なところ、どうなのかなという思いがあります。

ただし、四賀地域ですので、特有な問題もあると思います。地域を挙げて取り組んでみようというのがあるようであれば、それはそれで、1つの方向性として大いに有りとは思っていますが、第1種農地のことから基本的には不可と思われれます。

担い手という位置づけにある方なのかに加え、私の印象で申しわけございませんが、まず、太陽光のパネルを立てるために、何か下でつくらなくてはいけないというような印象にも見えます。

まず、農業ありきだということをお最初に押さえておかないと、今後、いろいろな話が生まれる可能性があり、それを危惧しております。

いろいろ議論を深めるべきだと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

今、中川委員から、大変基本的なお話と、この問題についてのお話がありました。

青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

今のご指摘のお話ですが、私も農家の生まれで、定年になるまでサラリーマンやっています、それから農業をやるという形で現在に至っていますが、この方も、同じような道をたどっている方でして、実はもう定年になります。

この方に伺いましたら、同じようなことをおっしゃっており、やるということでおっしゃっていましたので、それだったら、その点は問題ないのかなという、判断をいたしました。

以上です。

議 長

大内主査。

大内主査

すみません、中川委員さんの先ほどのご質問ですが、認定農業者が優遇されているのは事実ですが、今回の〇〇さんは3年間の一時転用の申請です。というのは、認定農業者の方は最低10年まで一時転用の期間が延ばせますが、認定農業者でない場合は3年ということで、期間について、優遇されているという事情があります。決してやっていけないというわけではないようです。

また、1種農地の転用は基本的にだめではないかというご質問ですが、今回一時転用ですので、不許可の例外に当たることから、全くだめということではありませんので、ご説明させていただきます。

以上です。

議 長

大内主査、それからもう一つ、例えば青木委員さんのネギの年間の収量の8割の目標についてはどうですか。

大内主査

まず先ほどお話し申し上げましたように、滋賀県の事例がありまして、そちらについては、日なたよりも日影のほうがよかったということで、遮光率をある程度下げたほうがよかった。遮光率0パーセントの全くお日様のもとでやるよりは、少し影をつくったほうがよかった。これは一般的なネギの話なので、松本一本ねぎを比べると、先ほど青木委員さんのおっしゃったとおり、改良してないネギということなので、多少、生育については

伸びない可能性もあります。

ただ、ここの農業のネギの収入については、そのような実際の現時点でのデータとして計算していきまして、一本ねぎの実績は、営農型では確認されてないので、全国の中での事例を取り上げさせてもらって、データとさせてもらったというのが申請者からの提出されたものです。

以上です。

議長                   ほかにどうですか。  
中川委員。

中川農業委員       すみません。要は、根っこの話でして、太陽光を立てたいのか、農業をやりたいのか、どちらでしょうかというところに尽きると思います。初めはどちらですかということです。

太陽光が初めです。その手段としてネギがあります。これであれば、不可だと思われれます。そもそも太陽光営農発電のそもそもの趣旨に反していると私は思います。

農業が先です。それなら大いに有りです。ならば、青木委員さんのご指導のもとで、まずは1年、2年、露地で一本ねぎをおつくりいただいて、その上で、今度はいろいろ遮光率とかを勘案した上で、太陽光を検討するのが筋ではないかと思えます。

議長                   これは、本日、皆様に提案をいただきまして、ご協議をいただくという場でございます。今、それぞれ貴重なご意見をいただいているわけですが、本日は来月に議案として上がってくる前に、ご意見をおききたいとのことでありますので、本日、方向性はないというように思えます。  
この太陽光に関する計画に対しまして、皆様からご意見をいただいたということですが、ほかにどうですか。  
濱委員さん。

濱農業委員       中川委員さんの意見に協調するような意見ですが、絵図を見ると、営農型太陽光の意図が見えない計画に思えます。全面太陽光パネルが平並べで並んでいるような太陽光計画というのは、営農型とはほど遠いと思われれます。少なくとも全面積の3分の1ぐらいは間隔ができ、なおかつ角度は調節できるような計画でないと、平並べにしたときに、全面積を覆ってしまうような、直射日光が地表へ当たらないような営農型太陽光というのは、理解できませんので、それを含めて検討課題であると思えます。

最低地上高の2メートルと最高地上高の3.1、これは営農型にしてはちょうどいい高さで設計になっていると思えますが、パネルの面積が多過ぎるという感じはいたします。

議長                   ほかにどうですか。  
上條委員。

上條（信）農業委員 今、青木委員さんから意見出ましたけれども、弱い光のところでは松本一本ねぎが向かない性質があるということですが、ここに半日影の中に2万5,000ルクスってありますけれども、これは本当に薄暗い、科学的に、感覚的ではなくて、科学的にネギが本当に適正かどうかということを専門家である青木委員さんのほうから、本当に松本一本ねぎがこういう施設の下でやるに適切であるかどうかという指導をしていただいてからやるのが筋ではないかと思います。

感情的ではなくて、営農型というものを利用して農業をやろうということの中に、科学的根拠が、その品質として求めている状況があるかないかということで、その辺を青木委員さんのほうから助言をしていただければと思います。

何でほかでは成功したのか、どういう品種をもって、どういう状況の中で管理したら成功したのかということをも本人にも調べていただいて、適切な品種を選んでいるかどうかも含めて、この計画は総合的に検討すべきだと私は思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかにどうですかね。ご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 先ほど申し上げたとおりでございますので、上條委員さん、濱委員さんからのご意見もありましたが、これを参考にいたしまして、来月の案件として出すか出さないかを、事務局も本人とお話をした上で考えてまいりたいと思います。お願いします。

それでは、続きまして報告事項に入ります。

事務局から報告事項アからカについて、一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査 それでは、報告事項のアからオまでを私のほうから説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、34ページです。非農地証明の交付状況の件、1件、35ページから38ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、23件、39ページ、40ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、15件、41ページ、42ページ、農地法第4条の規定による届出の件、10件、43ページから46ページ、農地法第5条の規定による届出の件、20です。

以上になります。

議 長 齋藤係長。

齋藤担当係長 それでは、私のほうから47ページの30年度の違反転用の報告をさせていただきます。

利用状況調査からこの間、調査、そして事情聴取、指導ということで、大変お骨折りいただきまして、大変ありがとうございました。

3番の四角い中にありますが、昨年度末につきましては、35件、6万1,269平米で、今回、31年3月末で32件の5万4,971平米ということで、約6反歩ぐらいの解消だというようなことで報告させていただきます。

今後の予定につきましては、また引き続き未解消及び新規案件について、各地区の農業委員、推進委員及び県の協力を得ながら、継続して是正指導に努め、必要に応じ、この会または各地区でブロックが設置されていますので、各ブロック等へ必要に応じて支援等を求めていけばなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見はないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしました。暫時これで休憩といたします。

この後、お昼を挟みまして、再開は13時15分といたしますので、お願いいたします。

(休 憩)

議 長 議事を再開いたします。

次第の6番目、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。初めに、報告事項ア、平成30年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

大塚主任。

大塚（農政課） それでは、49ページ、50ページをごらんいただきたいと思います。

報告事項6－(1)－ア、平成30年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてご報告をするものでございます。

制度の概要、根拠法令等については、記載のとおりとなっております。



農業経営改善計画認定者につきましては、今回は新規で5件、続きまして50ページのほうに行きまして、再認定は15件、変更の申請は1件の申請がありました。こちらについては、既に審査の結果、全件認定ということで審査が終了しております。

また、今年度末までの認定農業者数なんですけれども、市全体では523件の見込みとなっております。昨年度の同月から比べますと、全体では11件の増加という結果になっております。

以上でございます。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。  
推進委員の皆様も含めまして、発言のある委員の皆さんには挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。  
次に、報告事項イ、平成30年度第3回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。  
農政課の説明をお願いいたします。  
東山主査。

東山（農政課）

それでは、51ページのほうをごらんいただければと思います。  
30年度第3回青年等就農計画の審査結果についてご報告をさせていただきます。  
本年度、青年等就農計画の申請のありました2件について、指導班で書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告をいたします。  
制度の概要、認定基準は、お示しのとおりとなっております。  
認定者ですが、31年4月に就農予定の、今井で新たに果樹農業経営を開始されます〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんになります。〇〇さんはリンゴで、〇〇さんはスイカを主に経営を行ってまいります。  
また、今後ですけれども、国の農業次世代人材投資事業のほうを受ける予定となっておりますので、また農業委員の皆様にはサポート委員としてお世話になると思いますので、よろしくをお願いいたします。  
以上となります。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項ウ、平成30年度農業者年金の加入推進結果についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

それでは、資料の52ページ、平成30年度農業者年金の加入推進結果についてでございます。

着座にて失礼いたします。

要旨ですが、平成30年11月から平成31年2月までを加入推進期間、強化期間と定めまして、推進を図っていただきました農業者年金の加入推進結果について報告いたします。

2の表を見ていただきたいと思います。

上のほうの太枠を見ていただきまして、県で定めた目標、平成30年から32年の3カ年運動ということで、3年間の目標になっております。

それで、20歳から39歳の方10人、40歳から59歳の方13人、合計23人が県の定めた松本市の目標です。

そこで、松本市独自の目標といたしまして、全体で26人ということで定めておりましたが、今年度の結果ですけれども20歳から39歳の方10人、40歳から59歳の方3人となり、13人の新規加入をいただきました。3年間の目標の半分を既にこの1年間で達成することができました。農業委員さんたちの皆様のお声がけのおかげだと思っております。ありがとうございました。

また、最近若い方からのお問い合わせもふえておりますので、引き続き加入の推進にご協力をお願いいたします。

53ページは地区別の加入状況になっております。30年度の実績は、和田で1人、神林1人、芳川1人、岡田1人、今井1人、梓川は6人、波田については2人ということで加入の推進いただきました。ありがとうございました。

以上です。

議 長

ただいま年金の推進結果について事務局から説明があったわけですが、これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。ご承知おきをいただきたいと思います。

おかげさまで3カ年運動の初年度から、梓川地区などで大変若い世代を中心に加入を伸ばしていただきました。委員各位のご努力に感謝を申し上げます。

また、農業者年金の加入推進につきまして、農業者に大変有利な制度となっておりますので、引き続きどうかご協力のほどをよろしくお願いいたします。

次に、報告事項エ、平成31年度松本市農業委員会関係予算についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

小西補佐。

#### 小西局長補佐

それでは、資料の54ページ、平成31年度松本市農業委員会関係予算についてご説明いたします。

それでは、2の予算の概要の表を見ていただきたいと思います。

その下、農業委員会費ですけれども、前年比160万円の減で、3,360万円となっております。

内容について、昨年と比較いたしまして、増減のあるものについてご説明いたします。

まず、表の説明欄の1つ目の白丸、人件費ですけれども、127万円の減です。これは新体制に移行いたしまして、農業委員、推進委員の数が減ったことによるものです。

次の白丸の農業委員活動費ですが、全体で26万円の減です。

内容ですが、黒ポツの事務費等の一番上の報償費は17万円の増です。これは31年度に農業活性化シンポジウムを行うこととしましたので、その講師謝礼等によるものの増になっております。

その下の費用弁償は19万円の減です。こちらは、先ほどの人件費と同様に、委員数の減によるものです。

その下の消耗品、印刷費、それぞれ減額になっておりますが、30年度は新体制移行のための消耗品、名刺代等の臨時費用がついておりましたが、31年度は通常に戻ったために減になっております。

下の3つ目の白丸、農業者年金事務費です。全体で3万円の減です。これは、1つ目の黒ポツ、事務費等の報償費が実績により減になったもの、またその下の使用料とありますが、これはコピーの使用料ですけれども、来年度からは一課で予算を持たず、行政管理課で一括計上となったため、農業委員会の予算は削ったものです。

続きまして、55ページをごらんください。

1つ目の白丸、農業委員会事務局費です。これは全体で4万円の減です。

2つ目の黒ポツの委託料、これは会議録の作成委託のお金ですけれども、実績により4万円の減となっております。

続きまして、(2)の農業構造改善事業費です。こちらは昨年と比べまして27万円の増で、208万円となっております。

白丸の農地銀行活動促進事業費、1つ目の黒ポツ、事務費等は7万円の減

です。内容については、郵送料及びコピー使用料が、こちらも行政管理課の一括予算となるため、農業委員会の予算からは削ったものです。

農地パトロールに使用しておりますタブレット端末が来年度更新となりますので、借上料については5万円の増となっております。

その下の黒ポツ、委託料は33万円の増額です。これは現農地台帳が今度農地ナビというものになりまして、フェーズ2にデータを移行する際の変換ソフト導入による増となっております。

簡単ですが、農業委員会関係の予算説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

ただいまの説明に対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項オ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、資料の56ページ、57ページでございます。よろしくおねがいします。

まず、56ページの主要会務報告でございます。

前回の定例総会以降の内容となっております。さまざまな行事、会議等ございました。ごらんのとおりでございますので、ご確認をお願いします。

本日につきましては、意見書の市長懇談会ということになっております。

続きまして、57ページに移ります。

4月までの予定、4月いっぱいという予定ということでございますが、多くの委員の関係するところで見えてまいりますと、4月10日でございます。第1回農業振興委員会ということで、きょうも意見書の懇談会があるんですが、来年度の意見書、つまり31年度の意見書の作成に向けて動き出していくということでございます。農業振興委員の皆様はご予定をお願いします。

なお、この日、前ご案内したわけですが、4月10日、情報・研修委員会もあるというご案内を過去にしておりましたが、4月はやらないということでお願いします。5月10日に第1回目の情報・研修委員会を予定しておりますので、4月はやらないということでお願いいたします。

それから、多くの委員の関係するところだけ申しますと、4月18日木曜

日でございますが、松塩筑安曇農業委員会協議会の定期総会がございます。終了後、懇親会も予定されておりますけれども、協議会の代議員となっている方、役員4人と各ブロック長、それから団体推薦委員の枠の中で三村委員がなってございますが、代議員さん、総会出席のほう、ご予約をお願いいたします。

4月19日は農地転用現地調査ということで、今回の当番は河野委員と濱委員になっておりますが、もし都合が悪いようでしたら、また事務局と打ち合わせをしていただければと思います。

それから、4月26日が4月の定例総会となっております。31年度最初の総会になりますので、推進委員の皆様にも参加を求めまして、拡大総会という形で開催してまいります。

なお、その後、年度初めということで、懇親会を予定しております。市長または副市長の参加を得まして、仙岳にて行う予定でございます。

あと、総会の開催時間、午後となっておりますが、議案の数を見て、その後の懇親会の時間との兼ね合いの中で最終判断をさせていただきますので、ちょっと今は決められないということで、1時半なのか、2時なのか、2時半なのかちょっとわかりませんが、議案の数を見て最終判断ということでお願いいたします。

以上が当面の予定ということになりますので、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです、  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、次第の順番では報告事項カ、平成31年度松本市農業関係予算についてに入るところですけれども、2時に農林部の各課長さんから説明をいただく予定でありますので、7番のその他の項目を先に進めてまいります。

それでは、最初に松本農業改良普及センターからの情報提供をお願いいたします。

小川補佐、お願いします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。

別刷りでアグリマスターセミナー受講生募集という資料をごらんいただければと思います。

毎年普及センターのほうで開始しておるんですけれども、新規就農者ですとか新規参入者等を対象とした講座を来年も開く予定です。中身につきましては、基礎コース、専門コース、経営管理コースと分かれて、基礎コー

スの中では、農作業安全ですとか、土づくり等を講座とします。あと、専門コースですけれども、来年度につきましては、野菜につきまして講座を開催する予定になっております。それと、経営管理コースにつきましては、複式簿記、農業簿記に関する講座ということで、3つのコースで開催する予定です。

それで、専門コースの野菜につきましては、4月下旬が申し込みの締め切りとなっておりますので、今回ちょっと情報提供させていただいたんですけれども、ぜひ新規就農者の皆様等へお声かけいただければ幸いです。

申し込みにつきましては、裏面に受講申込書がございますけれども、基礎コース、野菜コース、経営管理コース、それぞれ重複受講していただいても構いませんので、ぜひお声かけいただけると幸いです。

それと、3ページ以降のところにつきましては、関東甲信地方の3カ月予報ということで、3月25日に発表された資料と、裏面には今までの気象表を載せさせていただいています。

また、10連休ということですが、若干凍霜害等も心配になる時期ですが、今のところはおおむね暖かい、気温が高い確率が50%というふうなあたりで予報が出ているかと思います。

以上、簡単ですが、お願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、事務局からの連絡事項等についてお願いいたします。

お願いします。

山田局長

初めに、4月1日付で発令される人事異動の内示がありましたので、農業委員会事務局分についてご報告させていただきます。

異動する職員は3名です。

まず、小西えみ局長補佐ですが、学校指導課課長補佐、主幹に昇任し、転出します。後任には、契約管財課から清澤明子課長補佐が局長補佐として転入します。

次に、齋藤信幸農地振興担当係長ですが、建築指導課開発担当係長として転出します。後任には、西部農林課から川村昌寛課長補佐が局長補佐として転入します。

最後に、阪本考司技師ですが、耕地林務課の技師として転出します。後任には、新規採用職員が配属となります。

ここで転出する職員から順番にご挨拶を申し上げます。

小西局長補佐

このたびの内示で異動が出ました小西です。

農業委員会には5年間お世話になりました。来たときも、今もそうですが、小さなミスをちょこちょこしましたが、委員の皆さんのおかげで、何とか乗り越えてこられました。楽しいお話や農林業まつりなど、いい思い出ばかりです。

昨年8月に改選ありまして、せつかく顔を覚えて、これからちょっと仲良

くなれるかなという委員さんたちとも、これからお別れになってしまいますけれども、またここで勉強させてもらったことは、何か別の形で、また仕事に生かしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

4月からは、教育委員会というところで、私、教育委員会にいたことがないので、不安の毎日ですけれども、頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本当に世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

#### 齋藤担当係長

齋藤でございます。

6年間事務局で世話になりました。委員の皆様には、様々な活動でご支援、ご協力いただいたおかげで、何とか務めさせていただきまして、ありがとうございました。

4月からは、今までは土地の許認可の関係だったんですけれども、今度は上物、建物の許認可のほうへ、建築指導課ということで行くことになりましたので、引き続きまた自称不動産業者に怒られながら、何とか務めていかなければいけないかなと思います。

6年もいたもんですから、皆さんの先輩の農業委員さん、前農業委員さん、また前々農業委員さんにも大変お世話になっておりますので、また地元で会う機会があったら、よろしくお伝えいただければと思います。

大変ありがとうございました。（拍手）

#### 阪本技師

農政課のとき1年と、農業委員会に来て3年、計4年おつき合いの方がいらっしゃると思います。至らないことたくさんあったと思いますが、本当に皆さんにはご協力、ご尽力いただき、ありがとうございました。

次の場所は、また農林部になってしましまして、耕地林務課におりますので、また何かご縁等ございましたら、よろしく願いいたしたいと思いません。

本当にありがとうございました。（拍手）

#### 山田局長

以上、4月1日付人事異動の内示についてご報告いたしました。

以上です。

#### 議 長

ありがとうございました。

次に、平成30年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールにおける関東農政局長賞の受賞について、小西補佐説明してくれる。

#### 小西局長補佐

ご紹介ですけれども、河西農業委員ですが、このたび平成30年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールということで、有機環境保全型農業部門で関東農政局長賞を受賞いたしました。

受賞式は既に22日に合同庁舎のほうで済まされておりますけれども、ここでちょっと河西委員のほうからお話をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 河西委員、お願いします。

河西農業委員 ちょっと手前みそで鼻につくかと思えますけれども、あえて聞いていただければと思います。

この次のページにこんな取り組みをしていますって概要が書いてあるんですけども、主に受賞したのは、農業そのものではなくて、農業を通じた地域活動のところを評価いただきまして、それで受賞したということになります。ですから、農業委員の活動とかについても記述しましたので、そういうところも評価していただいたと思います。

皆様のご協力のおかげというか、勝手に使わせてもらったわけですが、大変感謝しております。ありがとうございました。（拍手）

議長 次に、農業委員会の活動記録について、書き方について、これからですね、それでもこの給与に対しまして、最適化推進業務関連の上乗せの補助金がありまして、それを皆様にとりょうなことの中で、どうしてももうちょっと皆さんにこの活動記録をしっかりと書いて出してもらおうということが、補助金活用の原点になりますので、そのところを小西補佐に説明をいただきたい。お願いします。

小西局長補佐 きょう、お手元に書き方ということで、これ、本日は農業委員用のものを全員にお配りしておりますが、推進委員さんの場合は推進委員用というものが、中身は一緒です。

書き方ですけども、これ、難しいというか、ややこしいんですが、3つに分かれていて、一番左が農業委員会法第6条第1項に基づく業務ということで、二重線でここが一区切りになっています。

その真ん中が第6条第2項に基づく業務、農地利用最適化の業務ということで、それらになっています。

その二重線がまたあって、その次が第6条第3項に基づく業務、こちらは情報活動とかが入っておりますが、そんなようなくくりになっております。

その二重線のくくりごと業務は分かれていまして、そのような、上のような内容で仕事をしたというところにまずチェックを入れてもらいます。そのチェックの欄の一番左、ちょっと行が太く、幅が広がっているところに、4時間、半日ですね。半日だったら三角、この活動に1日費やしたよといえ、丸をつけてください。自家用車で動いたという場合は、その距離数をはかっていただきまして、そのチェックの下に10キロとかつけていただいて、それでさらにその三角の下にも、そのまま10キロということで書いてください。

一番下の集計ですが、そこは事務局のほうでやりますので、余り記入していただかなくても大丈夫ですが、もしやっていたら、チェックの下にチェックが幾つということでチェックの数を書いていただいて、その一番左枠の各くくりのちょっと行が太くなっているところには、



上の三角と丸を足していただいて、三角が0.5、丸が1ということで計算をしていただいて、三角1個で丸が1個なら1.5日というようなことになります。なので、チェックの数と何日のという、ちょっとまた別のことと考えていただければと思います。

今度、交付金をもらうに当たって、一番重要になってくるのが、真ん中の農業委員会法第6条第2項に基づく業務、農地利用最適化推進というところの業務が、その交付金にかなり影響してくるようです。

ここなんです、実際パトロールを実施したとか、地区の人・農地プランの話し合いに参加したとか、そういう実績にご自分で活動していただいたことを書いてください。

例えば、去年あったんですが、農地利用最適化の研修会に参加したということになると、実際、地区で活動したのとはちょっとまた事情が異なってきますので、その場合は、ちょっと迷うところですが、一番左の農業委員会の権限事項のその他にさせていただければなと思います。あくまでも真ん中の農地利用最適化推進の活動は、地元で地区の農地集積等にかかわった、実際にかかわったものということで理解をお願いします。

そんなところですが、時々お伝えしているんですが、事務局のほうでは、本庁のほうに招集をかけさせていただいた業務しか活動の費用弁償について把握ができませんので、例えば合庁で会議があったとか、一斉にどこかに行ったとかという場合は、ご自宅からその場所までの距離数を必ず書いていただかないと、ちょっとこちらでは把握できないものですから、費用弁償つけることができませんので、こちらだけは農業委員さんたち、損をしないようにぜひ記録していただきたいと思います。

あと何かご質問あれば、今伺いますが。ちょっと表がかなり複雑なので、わかりにくい面もあるかと思いますが。

議 長 中川委員。

中川農業委員 すみません、ちょっと質問なんです、どの程度のものまで書けばいいかということなんです。

例えば、協議しようと思ったら、これ、三角だったら、活動実績の半日分ってなるじゃないですか。だけれども、現実には、わざわざそこに行かなくても、ちょっと人と電話で10分話したこともあれば、30分で終わるものもあれば、あとはまた本当に2時間とかかかる案件もあるし、どのくらいまでというのが1つと、あとざっくりばらんにお聞きすると、この交付金、この一番下のこの活動実績件数合計とありますよね。これがそれは多ければ多いほどいいんでしょうけれども、少な過ぎても問題だろうし、事務局としては、どの辺のところか適正とは言いませんけれども、これ以上は欲しいなとか、何かそんなのがあればと思います。いかがでしょうか。

小西局長補佐 電話で10分とかの場合ですけれども、そうですね……

中川農業委員            そんなのも含まれればとか。

小西局長補佐            でも、それが大きな成果を得ていれば、もちろん書いていただいていると思うんですよね。本当に事務連絡程度で、どこどこで、じゃ今度ねみたいなことでしたら、ちょっと活動とは違うかなと思いますが、その電話によって承諾を得たとか、何か大きな内容であれば、たとえ時間が短くても、書いていただいているかなと私は個人的には思うけれども、特にこれ、どこかで決められているっていうものでもないもので、とにかく半日なら、三角で0.5日、丸を1日ということを書いてくださいというような大ざっぱなことしか言われていませんので、10分とか2時間とかっていうことになってしまうと、私のほうでも定めがないもので答えが難しいんですが、内容によって判断していただければと思いますが、よろしいですか。

中川農業委員            わかりました。ありがとうございます。

小西局長補佐            それと、目安なんですけど、ちょっと交付金がまだ全然始まっていないので、とりあえずは農業委員さんと推進委員さんに全員に出していただくことから、お願いしたいと考えていまして、件数とか日数とか、そういうことはまだちょっと、交付金は再来年ですか。そのぐらいから申請していきたいと思うんですが、活用すれば国の会計検査が必ず入ってきますので、それに耐えられるような物をつくっていかなくちゃいけないんですけども、とりあえず今の段階では、とにかく全員の農業委員さん、推進委員さんがこの様式になれていただいて、出していただくことからまず始めたいと思いますので、ちょっと日数的なものは、本当に活動していただいたものをそのまま直に書いていただければ、それで今のところはいいかと思います。よろしいですかね。

議     長                    いいですかね。  
                                板花補佐。

板花局長補佐            先ほど交付金、交付金というふうに出てきておりますが、この間、この件で役員会を開催しまして、農地利用最適化交付金、こちらの交付金、国から100%、全額農業委員の最適化活動のために交付される交付金なんですけど、この活用方針について、この間役員会で協議をしまして、まだあともう一回ぐらい協議をしないと最終結論出ませんけれども、おおむねの方向性として、31年度中に条例の改正をできたらしたいと。上乘せ条例を整備して、32年度から最適化交付金を活用できるようにというスケジュールで動いております。そのために、31年度中に書き方について統一した考え方で徹底できるようにということで、その第一歩として、今、お願いをした次第でございます。

                                交付金の活用方針の中間報告、ちょっとご紹介しますと、交付金は1階部分と2階部分とあって、1階部分は活動実績に応じた交付金、2階部分は、

活動実績はもちろんなんですが、成果が上がったときの交付金ということになっていて、今のところの役員会の議論の中では、成果という部分は、かなりちょっとアバウトな部分、地域性もありますし、いろいろな変動要素があるものですから、とりあえず活動実績、つまり1階部分の本当に汗をかいた部分の活動実績に応じた交付金を活用していったらどうかということで、第1回目の役員会ではそういう流れになってきております。

いずれにしましても、書類整理が一番大切になってくる中で、その裏づけとなる農地利用最適化業務、つまり遊休農地の発生防止、解消活動、それから担い手への集積・集約化活動、それから先ほど農政課の東山さんからあったと思うんですが、国の次世代人材投資事業とか、そういう新規参入に向けたいろいろなさまざまな農業委員としての支援活動、こんなようなものを行った実績に応じて、その交付金が来るということで、そのための第一歩ということをお願いした次第ですので、またことし1年しっかりと書き方についてなれていただいて、また32年度から活用できるようにという流れで進めていければと思っております。

議 長

ありがとうございました。

今、小西補佐と板花補佐から説明のとおりでございますけれども、いずれにしても、この2番目のところの、例えば今、中川さんが言われましたように、電話とか、あるいはまたそれぞれの相談があったというふうなところを、このチェック項目にチェックしてもらって、内容のところに書いてもらうというふうな、このことがいわゆる実績の評価というふうなことになるものから、ぜひともちょっと小さなことでもぜひチェックして、ここに記録として残してもらうということが一番もとになるものから、ぜひお願いをしたいと思います。

それぞれ地域で相談が多分あると思うんですが、小さな相談でも、ここに記録として残しておいてもらうと。これが農業委員会なり、また推進委員の皆さんの実績になるものから、ぜひそのことをご理解いただいて、できるだけたくさんの実績を残してください。

何かほかに皆さん質問ありますか、このことに対しまして。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

それでは、次にきょうの市長の懇談会について、資料の確認をお願いいたします。

小西補佐。

小西局長補佐

この後、市長との懇談会になりますが、以前にお配りしてある意見書とその回答それから参考資料ということで、2つお配りしてありますが、きょうちょっとお持ちになっていない委員さんにつきましては、こちらに予備ありますので、申し出ていただければと思っておりますので、お願いいたします。

議長　　ここで、農林部の課長さんたちが見えるので、ちょっとしばらく休憩をお願いいたします。

(休憩)

議長　　それでは最後の残っている議案でございますが、報告事項のカ、平成31年度松本市農業関係予算についてを議題といたします。

本日は年度末の大変お忙しいところでございますが、農林部のそれぞれ各課長さんに農業委員会へお越しいただきましております。農政課長から順番に関係予算について説明をお願いいたします。

初めに、中村課長、お願いします。

中村（農政課）　農政課長の中村でございます。よろしくをお願いいたします。

説明は着座で失礼をいたします。

それでは、お手元のほうに配られております平成31年度松本市農業関係予算について、こちらのほうの資料でご説明を申し上げます。

おめくりをいただきまして、1ページ目、1のほうに松本市の一般会計の予算880億円と出ております。そのうち農林水産業費は25億4,700万円ということで、大体2.9%ということで、これはもう例年並みになっております。

次に、2のほうでございますが、農林水産業費の主な内容ということでお載せをしております。

農林水産業費につきましては、その1に農業費というふうに網かけしておりますけれども、あとめくっていただいて3ページのほうに、2の農業改良費、それから3の耕地事業費、この3つの項目分けをされておりました、これ、予算の組み方の中でそういうことがされているということで、ご承知おきだけいただければ結構と思いますが、それでは1ページのほうの農業費の関係でございますけれども、(1)は農業委員会費ということで、(2)が農業総務費ということで、ここには主に職員の人件費のほかに、例えばクラインガルテンとか防災広場等の施設の関係、それからマーケティングの関係の予算がのっております。9億4,115万円ということで、前年に比べまして1,812万円の増ということになっております。

2番目の白丸の農畜産物のマーケティング推進事業費ということで、農政課の部分でございますけれども、アとしまして、ブランド化の推進事業ということでございます。これが栄養成分、それから機能の見える化ということで1つ載っておりますけれども、これはもうずっと平成26年くらいから取り組んでおりますが、平成27年に食品表示法というのが施行されて、それに向けて、松本の野菜の持ついろいろな機能、栄養素を成分分析して、可能なものから機能表示をしていくということで、29年度に松本一本ねぎの栄養機能表示ということで、これは葉酸が一定レベルに達していたので、表示をして売り出しています。

今後、これについては、さまざまな、例えばセルリーだとかキャベツだとか、そういったものについても成分の分析をして、一定程度栄養素が含まれていて、可能であれば栄養機能表示とか、あるいは今、今年度考えているのは、リンゴの機能性表示ということで、リンゴ由来のプロシアニジンという成分、これは既に青森県のほうのリンゴは、この栄養機能表示をして販売をしています。そういったことにも今年度取り組もうと思っております。

予算のほうは、そのための成分分析の委託料が325万円ということで、それから地理的表示保護制度の取得支援ということで、GI取得調整委託料ということで、57万円を盛っております。恐らくぎりぎりですが、今月の末、もう末なんですけれども、松本一本ねぎについては、GIの取得のための申請をする段階まで来ております。

31年度につきましては、とにかく伝統野菜の例えば番所きゅうりですとか、そういったものについても、GIの取得に向けて、とりあえずは成分の分析を行っていききたいというふうに考えております。

その下の作付拡大の補助金、これは100万円でございますけれども、一本ねぎのほか、稲核菜とか、あるいは保平蕪、番所きゅうり等、1反歩当たり2万円から10万円の補助金、作付奨励金を考えております。

次に、イの消費宣伝事業でございますけれども、これ、販路拡大のために、九州方面ですとか、あるいは大阪、東京へのトップセールスですとか、大体13カ所、延べ30人ぐらいが出向きまして、消費宣伝をしております。この関係が189万円ということでございます。ほぼ例年並みになっております。

次に、ウの地産地消・食育推進事業408万円でございますが、そのうち最初の黒ポツで、地産地食・食育推進事業補助金ということで335万円、これは昨年比べて105万円ほど多くなっておりますけれども、これにつきましては、今までのこの地産地消の推進事業と、それから親子農業体験事業というのをやっていたけれども、これを一本化して、予算のほうも一本にまとめております。

親子農業体験のほうは委託料ということで、なかなかこちらは示した委託内容に基づいて事業を行っていただいたんですが、それよりももっと自由な形の中で、補助金という形でやったほうが、より取り組みやすいという、そういう事業者の方のご意見も聞いたりして、一本化にしております。

あわせて、これについては、今まで高校生とか大学生を対象にしていなかったものを、新たにそういう需要があるという声を聞きまして、対象にして、補助金の中に取り込んでいます。

その次の黒ポツ、「新」と書いてありますが、味覚教育委託料ということでございます。この味覚教育というのは、一昨年度のこの地産地消懇談会の中で講師の先生から紹介をされたものでございまして、8歳からいわゆる12歳の中で、味覚を感じる舌の中に、味蕾、「味の蕾」と書いて味蕾と言うんですが、それが非常に発達するその時期をとらえて、さまざまな味を体験させながら、味覚を鍛えていく。同時に、それによって感性の強

いお子さんを育てると。あわせて、地元食材への関心を高める。それから、地産地消に努める、そういった内容も持っているものですが、これを平成33年度には本格実施をしていきたいと思っています。

市内の小学校30校の1つの学年、3年生になるか4年生になるかわかりませんが、を対象に実施をしていくと。それに向けて、32年度にはモデル小学校として4校くらいを対象実施していくと。それに向けて、31年度はそのカリキュラムの作成ですとか、あるいは味覚教育に携わっていただける講師の方々の育成等を考えております。

次、隣の2ページですけれども、西部農林課分については、この後ご説明申し上げます。

その下の白丸、6次産業化支援事業、これにつきましては168万円ということで、ほぼ前年と同じ金額でございます。

そのほかのその下のほうは、市民農園の関係ですとか、クラインガルテンの関係の施設管理費等々が出ております。

(3)の農業構造改善事業費、こちらは農業者の育成、それから農地の貸し借り等に係る予算でございます。1億4,594万円ということで、前年に比べて1,117万円の減ということになっておりますが、農業者の育成事業費でございます。最初の黒ポツ、未来を担う農業経営者支援事業、これは皆さんご承知のとおりかと思っておりますけれども、担い手支援事業からリニューアルしたものでございますが、農業機械の購入等の補助金、助成をするものでございます。2,540万円、前年と同様でございます。

その下の黒ポツ、経営体育成支援事業、これは国庫補助で、同じく機械の助成等ですが、10分の10国から来るお金でして、900万円と。これ、芽出しで出しております。

それから、その下、新規就農者育成対策事業・就農者育成対策事業費ということで870万円。これは前年に比べて200万円ほど多くなっておりますけれども、これは農協と一緒に共同しまして、I・J・Uターンの方々を主に対象に就農相談等を行って、意欲ある就農希望者に3年間の実践的な農業研修を行うと。その際、月7万円の生活支援金をお支払いしていくという事業でございますが、31年度については、平成28年からこの事業を受けている方が6人いらっしゃいます。その方のお支払いと、それから31年度にまた新たに新規3人の方の就農支援ということを考えておりまして、予算立てをしております。

その下の黒ポツ、農業次世代人材投資事業、これは国の事業でございますが、2,850万円ということで、就農後5年間、年間150万円の給付を受けられるという事業でございますが、継続で受けられている方が15人、それから新規、これは5人が予定でございます。

その下の白丸、農村女性活動推進事業費、これは185万円ということで、前年並みということですが。

それから、その下、農用地高度利用流動化事業費ということで、5,151万円ということで、経営規模拡大奨励金ということで、認定農業者を対象に、1反歩当たり3,000円を支払いしているものでございますが、

これも引き続き実施をしております。

それから、その下の白丸、遊休荒廃農地対策事業費、これが190万円ということで、前年から739万円の減となっておりますが、これは今まで国の事業と、あわせて市の単独事業を組み合わせやっておりましたけれども、国の補助事業のほうが廃止となりましたので、市単分の予算のみ190万円ということで計上してございます。

おめくりをいただきまして、3ページのほう、農政課分としましては、2の農業改良費、こちらのほうは農産物のいわゆる生産振興の関係でございますが、(1)の普通作費ということで3,485万円、前年に比べまして5,441万円の減ということになっておりますけれども、白丸、経営所得安定対策事業、これ、いわゆる転作の関係ですが、国の補助、全額国の補助金でございます。

その下の農産物生産振興対策事業ということで、これ、去年は産地パワーアップ事業ということで、JAハイランドのライスセンターの色彩選別機を導入したんですが、そのお金が4,990万円ありましたけれども、これが皆減ということで、先ほど申し上げたように、普通作費はもう5,441万円の減と、大きな予算差が出ているところでございます。

(2)の園芸費のほうでございます。

こちらのほうも、350万円ということで、前念に比べて1,168万円の減ということになっておりますが、産地パワーアップ事業の30年度については施設のイチゴ等のお金があったもんですから、その分がなくなったということ。

「新」となりまして、国際フラワーフォーラム2019の負担金、これが10万円ということで、これについては、4月25日から6月16日まで開催されます信州花フェスタ、その期間中に6月14日と15日に第1部ということで、やまびこドームのほうで国際フラワーフォーラムと、また第2部としまして、7月11日、12日にトルコギキョウの新品種の公開ということで予定をされているものでございます。

その次の白丸、果樹振興費でございます。「新」ということで、集出荷施設整備事業ということで4,600万円、これはJA松本ハイランドのほうで今井の果実共選所の選果機器を更新したいということで、事業費4億6,000万円の10分の1を補助するものでございます。

その次の黒ポツ、果樹共済加入促進対策事業については、749万円ということで、前年に比べまして433万円減になっています。これ、ずっと果樹共済の加入掛金について、30%の補助をしてきました。これを政策的な部分で行ってきまして、それを一たん20%に戻させていただくということによる減でございます。

それから、りんご産地再生モデル事業383万円につきましては、前年並みということでございます。

その次、(3)の畜産業費でございますけれども、白丸、畜産振興費1,304万円、これもほぼ増減なし。

それから、四賀有機センターの管理費3,876万円、これは1,594

万円の減でございますが、30年度については、ホイールローダーを購入した1,737万円というものがありましたので、それを除きますと、通常3,876万円の管理費ということになってございます。

農政課分につきましては以上でございます。

**矢島（耕地林務課）** それでは、続きまして耕地林務課の主に土地改良関係予算について説明をいたします。

3ページの下の方、3番の耕地事業費についてなんですけれども、最初の白丸、多面的機能支払交付金事業費、これ、耕地林務課と西部農林課を含めてなんですけれども、全体予算が2億8,405万円ということで、今年度と比べて2,511万円の増ということになっております。活動組織数54団体、活動実施予定面積が4,204ヘクタールとなっております。

一番下の白丸、JKタウン和田西原販売促進事業費ですが、ゼロということで、これは30年の7月に完売となったため、ゼロとなります。

続いて、右側、4ページ、県営土地改良事業費、これは耕地林務課と西部農林課合わせたものなんですけれども、これは県が実施する老朽化した農業用排水路等の施設改修費を負担するものです。事業箇所別内訳については、ここに記載のとおりでして、耕地林務課の平成31年度の予算は6,493万円で、今年度と比較しまして1,303万円の増となっております。

以上で土地改良関係の説明は終わります。

**秋山（耕地林務課森林整備担当）** 耕地林務課森林整備担当をしております秋山でございます。よろしくお願いいたします。

説明は着座にて失礼させていただきます。

お手元の資料3ページをごらんいただければと思います。

(4) 林業費でございますが、森林整備担当分3事業についてのご説明になります。

1つ目、農林業有害鳥獣対策事業費でございます。これは野生鳥獣による農林業被害を減少させるために行われる適正な固体数調整等に係る費用を負担するものということでございまして、31年度に引き続き、地元猟友会などと協力連携を行いまして、有害鳥獣駆除を進めていくものでございます。

予算額は2,860万円ということで、主には、この固体数調整の委託料、それと猟友会の活動費というところでの予算の内容となっているところでございます。昨年と比較しまして、5万円の増ということで、微増という状況でございます。

2つ目、松くい虫対策事業費でございます。皆様ご案内のとおり、松くい虫被害が市内、市外ですね、全域に拡大する中、地域の実情を踏まえ、実施できる事業を総合的に実施していく内容での予算となっております。具体的にご説明しますと、伐倒駆除、感染した松を切ると。それを葉で薫蒸



するというもの。また、薬剤散布というものもございます。また、大面積ではございますが、更新伐作業ということで、今ある松を切って、違う樹種にしていくというものにつきましても支援をしていくと、そういう内容になっているところでございます。

予算額としましては、2億423万円ということで、昨年と比較しまして4,722万円の大幅な増となっております。このふえた主な理由としましては、先ほどご説明した伐倒駆除、それを市内全域、守るべき松林、被害先端地を中心に行っていく上で、増額をしているところでございます。

3つ目、カラマツ材販路拡大事業費でございます。カラマツは松本市の民有林の3分の1を占めます主要樹種でございますが、地元松本市において、このカラマツを積極的に利用していくということでの予算組になっておりまして、カラマツ材を使用した住宅建築等への助成ということで、合計で103万円の予算となっているところでございます。1件10万円ということで上限を設けておりますので、年間10件ほどの申請を考えているところでございますが、また市民の皆様から大勢のたくさんの申請があれば、また補正等も考えていきたいと、そういうふうと考えているところでございます。

森林整備担当分は以上でございます。

**二木（西部農林課）** 西部農林課長の二木と申します。

引き続きまして、西部農林課分を説明いたします。

農政課や耕地林務課と重複する事業につきましては、省略をさせていただきますので、お願いいたします。

それでは、2ページのほうをごらんください。

2ページの一番上、西部農林課、アの奈川産食材ブランド化推進事業404万円は、奈川地区の地域振興を図るため、ソバやエゴマなどのブランド化を進めております。ソバでは、風味、それからうまみなどが強い奈川在来種の作付の拡大、またエゴマにおいては、油、それからドレッシング、万能たれなど、現在のところ3つの新商品を開発し、販売を行っており、好評を得ております。

また、本市では平成29年9月から、これらのエゴマ商品をセットといたしまして、本市へ1万円以上のふるさと納税の寄附を行っていただいた方、そういった方へふるさと返礼品として、この商品を扱っております。

その下のイの特産品ブランド化推進事業53万円ですが、信州の伝統野菜であります保平蕪、稲核菜、番所きゅうりや花豆の一種でありますガニ豆のブランド価値を高めるため、信州大学と連携しまして、優良品種の選抜、栽培指導に取り組んでいるところでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

4ページの一番上の白丸、県営土地改良事業費でございます。西部農林課分は、そのページの下から7行目からとなりますが、平成31年度の予算は1億2,217万円で、439万円の増となっております。

アのかんがい排水事業ですが、1つ目の黒ポツ、梓川右岸は、波田地区の

上野川において、豪雨時の溢水対策として、排水路の新設の整備に対して市が費用を負担するものでございます。

2つ目の黒ポツ、新村堰及び3つ目の黒ポツ、波田堰は、幹線水路の長寿命化対策といたしまして、用水路及び附帯施設の補修整備を実施するものでございます。

次に、イの畑地帯総合整備事業、中下原平林は、波田地区の中下原平林地区において、老朽化した施設の更新とあわせ、農道等の整備に対して市が費用負担するものでございます。

大変申しわけございません。西部農林課の梓川右岸のところで、括弧書きで「工場用地補償」とありますけれども、これ、誤りで、「工事」です。「工事・用地補償」ということで、大変申しわけございません、訂正をお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長

ただいま各課長からご説明をいただきましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。この後、意見書の懇談会もあるわけでありまして、ただいまの説明に対しましてご意見がありましたら、お願いいたします。前田委員さん。

前田農業委員

4番の林業費の部分について、これからどうなのかということについて検討していただければと思ひまして、話をします。

カラマツ材は1つ挙がっているわけですが、肝心の松に対する対策が私は足りないんじゃないかと思ひます。今の状況から見ると、松は将来もう全滅に近い状況になっていくのではないかなということが予想できるわけです。だったら、松をもうちょっと切って、どんどん切って、その松を利用していくような、そういう政策を私はとったほうが得策ではないかなと思ひます。

後追いでお金を幾らかけても意味がないという、意味がないという言い方はおかしいですけれども、もうちょっと、例えばこんな言い方はあるかどうか、例えば市の建物をこれからつくるということになると思ひますけれども、そこに松を使っていくとか、幾らでも逆手にとってやれば、費用を少なくして、多分松だって、100年とか200年たてば、また出てくるのではないかなと思ひますよ。もちろん対策もしていかななくちゃいけないわけですが、それよりももっと積極的に松を利用して、この松をもっと利用して、予算の削減を図ったり、それから松本のよさを訴えていったりとか、何かそういう方向での攻めの姿勢といいますか、何かそういう方向での政策が欲しいななんて思ひます。

以上です。

議 長

今、前田委員から、このことについて質問があったわけでありまして、秋山課長、お願いします。

秋山（耕地林務課森林整備担当） ただいまご質問、ご意見いただきまして、大変貴重なご意見というふうに考えております。

先ほど少し更新伐ということをちょっとご説明したんですが、これは今ある松を積極的に切って、それを有効に活用していくという中で、取り組みをしているところでございます。

ただし、皆様ご案内のとおり、松というのは、なかなか尾根部、山の尾根部であったり、なかなか切り出しにくいところにあるという、そういうところもございます。ただ、やはりしっかり被害に遭う前に使うというのは非常に重要なことですので、これにつきましては、ご指摘あったとおり、しっかり検討し、進めていきたいと、そのように思っているところでございます。

それと、もう一点、市の庁舎も建てかえるということでございます。そういう中では、市の中のそれぞれ関係部局の関係者が、この地元にある木を使うと、そういうところをしっかりと意識しながら進めるということも重要なことと思っております。

そういう中で、庁内の連絡会議も設置いたしまして、何とかこの地元にあるカラマツ、またアカマツ、そういうものを積極的に使っていくように考えていこうということで、今、進めているところでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ほかにどうですかね。また意見交換の場でも、このことについて、委員の皆さんから質問があったらというふうに思っているわけですが、どうですかね。

二村委員。

二村農業委員 すみません、申しわけないです。

子供を対象にした農業体験活動ということで、実は梓川中学校は体験事業としてリンゴの摘果作業を中学生、1年から3年生がやっていたわけですが、けれども、受け入れ農家が少なくなったこと、また授業のいろいろな都合で、3年生の1回だけになってしましまして、そうすると、本当に嫌だなとか、きついなとか、それだけの体験で終わっちゃうということで、私がちょっと地区で、私も関係しているリンゴ学習会の人たちが、少しでも体験させてあげたいということで、別に受け入れて、子供たちに体験をさせている、そういうことを少しずつやっているんですけども、そういう場合も、何かこういうところの補助の対象というか、何かそんなことはできるものなのか、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

議長 中村課長。

中村（農政課） 当然ながら、これは小・中学生を対象にしたさまざまな農業体験というこ

とで、大体今、13くらいの団体がやっております。そういったことを考えますと、今のお話の部分も十分対象になると思いますので、事前にご相談いただければというふうに思います。

二村農業委員            ありがとうございました。

議     長                ほかはどうですかね。何かありますかね。  
長谷川委員。

長谷川農業委員        耕地の関係でございますけれども、委員の立場から言いますと、借りてもらえる土地はいいんですけれども、ちょっと条件が悪くて、誰も借り手がなくて、本人も年にとって動けなくなって、草ぼうぼうになったり、そんなようなところ、予算がなくては何もできないんですけれども、こういうのって、どこからどういうふうに、緑の会とか地域団体へ予算が行っているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議     長                長谷川さん、荒廃地の補助金の話ですね。

長谷川農業委員        補助金とか管理……

中村（農政課）        荒れた農地を管理していただいている方、そこに対する何か助成がないかという、そんなご質問でよろしいでしょうか。

長谷川農業委員        ないかというか、草ぼうぼうになって、誰もやる人がなければ、何か予算があれば、人に頼んでもできる……

中村（農政課）        一応こちらのほうの2ページのほう、一番下のほうに遊休荒廃農地対策事業費ということで、農業者等が耕作放棄地の再生等をするために行う施設整備等、これに係る経費の一部を助成するというので、これ、中身的には、大体1反歩当たり5万5,000円くらいの予算立てをしています。  
したがって、これもうちの担当のほうにちょっとご相談をいただいて、再生をしていただくのは、その事業費についてはお出しをできるということになります。

議     長                どうですかね。  
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議     長                ないようです。  
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたい。お願いします。

当委員会といたしましても、引き続き農林部との連携を密にいたしまして、農業振興に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

以上で全ての議事が終了いたしましたので、これで議長を退任させていただきますが、最後に、この場にご出席をいただきました農林部の課長の皆様の人事異動に関しまして、局長からの報告があります。

**山田局長**

3月31日付で発令される内示でございますが、耕地林務課の矢島課長が定年退職されます。

耕地林務課森林担当整備課長の秋山課長ですが、2年間の派遣期間を終え、派遣元の長野県へお戻りになります。

ここで大変お世話になったお二人から一言ずつご挨拶をちょうだいしたいと存じます。

**矢島（耕地林務課）**

耕地林務課長の矢島ですが、松本市役所37年間勤めさせていただきました。その間、農業委員の皆様方には大変お世話になりまして、ありがとうございました。この場をおかりしまして、お礼をさせていただきます。

お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

**秋元（耕地林務課森林整備担当）**

森林整備担当課長の秋山でございます。

平成29年、30年ということで、2年間松本市のほうで森林整備の関係を担当させていただきました。皆様にはいろいろとご指導いただきまして、本当にありがとうございました。

4月からはまた長野県の職員として、森林、林業の関係を務めるということになっております。また引き続きよろしく願います。

本当にありがとうございました。（拍手）

**山田局長**

ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

\_\_\_\_\_

議事録署名人 20番

\_\_\_\_\_

議事録署名人 21番

\_\_\_\_\_